

事務連絡

平成23年10月26日

関係県教育委員会社会教育施設担当係 御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合の取扱いについて

日頃より公立社会教育施設災害復旧事業につきましては、現地調査の日程の調整や、域内の市町村への連絡等、ご多用のところご尽力いただき誠に感謝申し上げます。

交付申請に係る書類の提出について、以下のとおり連絡させていただきますので、域内の市町村への連絡をお願い致します。ご不明な点がございましたら下記担当まで連絡ください。

記

(1) 国庫補助内定事業の変更報告書の提出

現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合は、以下の①もしくは②に従い、別添「国庫補助内定事業の変更報告書」を交付申請書提出時に添付してください。

①入札したことによる金額の変更

交付申請書提出時に変更報告書（押印有り）を提出

②現地調査時に被災箇所が確認できずやむを得ず事業内容を変更する場合や実施設計費等を計上する場合

事前に関係資料とともに、変更報告書（押印なし）を提出し、文部科学省で内容を確認後、交付申請書と併せて提出（押印あり）

(2) 算定調書の提出

(1)と同様に現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合は、施設ごとに算定調書を作成し、交付申請書提出時に添付してください。

※ 現地調査時にすべての工事が事前着工済などで交付申請額に変更が生じない場合は、上記(1)と(2)の書類の提出は必要ありません。

【担当】

社会教育課公民館振興係 高野・前原

電話 03-6734-2974

FAX 03-6734-3718

E-mail:syakai@mext.go.jp